

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年12月18日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

南部汚泥資源化センター分離液処理施設送風機緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

金沢区幸浦一丁目9番地

3 契約日

令和2年9月4日

4 履行日又は履行期間

令和2年9月4日から令和2年12月14日

5 契約金額

¥15,400,000.-（うち消費税及び地方消費税相当額¥1,400,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

川崎重工業株式会社

代表取締役 橋本 康彦

東京都港区海岸一丁目14番5号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事の施工対象となる分離液処理施設送風機が故障し、緊急に復旧しないと分離液処理ができなくなり、本市南部区域の汚泥処理を行っている南部汚泥資源化センター全体の汚泥処理が停止してしまうことにより、市民生活に重大な支障を及ぼすため、当該随意契約を行う必要がありました。

#### 8 契約の相手方の選定理由

川崎重工業株式会社は、早期の対応が可能であるとともに、本設備の製造業者として、設備の機能・仕様を十分把握し、唯一修理を行うことができる事業者です。

したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有している川崎重工業株式会社と随意契約を行いました。

#### 9 所管課

環境創造局下水道施設部南部下水道センター